

肝炎問題の早期全面解決とウィルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ二百万人、B型肝炎患者がおよそ百五十万人もいるといわれ、ウィルス性肝炎はまさに国民病である。しかも、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものといわれている。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウィルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が本年六月十六日に言い渡され、最高裁判所で国の行政責任が確定した。また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウィルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決が本年六月二十一日に、福岡地裁判決が本年八月三十日に言い渡され、これらのいずれの判決でも国の行政責任・製薬企業の不法行為責任が認められた。このように、司法の場では、ウィルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確に認定されている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。肝がんの年間死亡者数約三万人超の九割はB型、C型肝炎患者である。このような事態を鑑みれば、政府は、係争中の訴訟を直ちに終了させ、すべてのウィルス性肝炎患者の救済を実現するための諸施策に直ちに取らなければならない。

よって、渋谷区議会は、国会及び政府に対し、すべての肝炎患者救済のため、早急に次の事項を実現するよう強く求めるものである。

- 一 薬害肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な対応をすること
- 二 フィブリンゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること
- 三 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること
- 四 ウィルス性肝炎の検診体制・治療体制の整備及び費用負担の軽減をすること
- 五 ウィルスキャリアに対する偏見・差別を一掃すること

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十月十三日

渋谷区議会議長 声 沢 一 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

あて

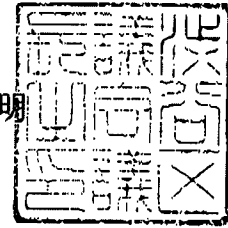


波 議 収 第 8 5 号
平成18年10月13日

葉害肝炎全国原告団

代表 山 口 美智子 殿

渋谷区議会議長 芦 沢 一 明



陳情の審査結果について

9月4日提出された陳情について、福祉保健委員会で審査した結果、本会議の議題にはしないことと決定しましたのでお知らせいたします。

なお、提出された陳情書については、その写しを全議員に配付しましたほか、当区議会では、別添のような意見書の議決を行いましたことを申し添えます。

陳情名 「肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書」の提出を求める陳情